

食品表示制度をめぐる情勢

平成30年 9 月 18日

消費者庁食品表示企画課

目 次

1. 食品表示基準の一部改正について
2. 遺伝子組換え表示制度の検討状況について
3. 機能性表示食品制度について
4. 平成30年7月豪雨への対応について
5. 平成30年北海道胆振東部地震への対応について

食品表示基準の改正概要について

今般、食品表示基準（以下「基準」という。）の一部改正を行う事項は、以下のとおり。

- ・無菌充填豆腐
- ・防かび剤（フルジオキシニル）
- ・ボロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）の一般的な名称）

○無菌充填豆腐

食品健康影響評価結果（平成30年1月23日府食第34号食品安全委員会委員長通知）を踏まえ、従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存の豆腐に対応した新しい表示方法を定めるため、基準を一部改正。

【改正条項】

基準別表第19（一般加工食品の個別的義務表示）

他

【留意事項】

厚生労働省が改正を予定している食品衛生法第11条第1項の規定に基づく無菌充填豆腐の規格基準と整合を取る必要。

○防かび剤（フルジオキシニル）

防かび剤（フルジオキシニル）については、用途名と物質名の併記が義務付けられているところ、食品健康影響評価結果（平成29年11月28日府食第766号食品安全委員会委員長通知）を踏まえ、その使用対象食品拡大に伴い、基準を一部改正。

【改正条項】

基準別表第24（生鮮食品の個別的義務表示）

他

【留意事項】

厚生労働省が改正を予定している食品衛生法第11条第1項の規定に基づく添加物の規格基準と整合をとる必要。

○ボロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）の一般的な名称）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「GI法」という。）に基づき、保護対象とされる予定の「Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）」について、その商品の一般的な名称としてボロニアソーセージと名称表示ができるよう、基準を一部改正。

【改正条項】

基準別表第3（基準上の用語の意義）

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」の概要

平成30年3月消費者庁

(検討会(座長:湯川剛一郎東京海洋大学教授)は、平成29年4月から10回開催)

検討会の背景

- 遺伝子組換え表示制度は、その導入から15年以上が経過し以下の点に変化が生じている可能性があった。
 - ・ 遺伝子組換え農産物の作付面積増加に伴う流通実態
 - ・ 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術
 - ・ 遺伝子組換え食品に対する消費者の意識

基本的考え方

- 日本国内で食品として流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、**安全性は確保されている**。
- 消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を実現するための表示制度の構築が必要。

論点①表示義務対象品目

- 現行制度
安全性が確認された8農作物及びそれを原材料とした33加工食品群(豆腐や納豆など組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目)
- 整理の方向性
表示の信頼性及び監視可能性の観点から**現行制度を維持**。今後再現性のある検査法が確立された品目は義務対象へ追加することが適当。

論点②表示義務対象原材料の範囲

- 現行制度
加工食品において、主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)
- 整理の方向性
事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度等の観点から、**現行制度を維持**。

論点③「遺伝子組換え不分別」の表示

- 現行制度
分別生産流通管理がされていないものについて「遺伝子組換え不分別」と表示
- 整理の方向性
事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、「遺伝子組換え不分別」の表現に代わる、実態を反映した**分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し**、Q&A等に示す。

論点④-1義務表示が免除される遺伝子組換え農産物の混入率

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて遺伝子組換え農産物の混入が5%を超える場合に、「**遺伝子組換え不分別**」である旨の義務表示が必要。
- 整理の方向性
原材料の安定的な調達が困難となる可能性や検査に係る作業量やコストの増大などの観点から、**現状維持**。

論点④-2「遺伝子組換えでない」という表示が認められる条件

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて分別生産流通管理を適切に行なっている場合、**遺伝子組換え農産物の混入が5%以下であれば、「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が可能**。
- 整理の方向性
「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から**「不検出」に厳格化**。

国における今後の取組み

- 説明会の実施等により、遺伝子組換え農産物の実情や遺伝子組換え表示制度の普及・啓発活動を積極的に行なう。
- 実態把握のためのモニタリング調査を行ない、必要に応じて制度の見直しを行なう。

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の第3次改正等について

- 事業者が届出を行う際の指針として、消費者庁では「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を策定。
- 規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)への対応等の課題に対応するため、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の第3次改正等の改正を実施。

課題

改正点

期待される効果

運用の課題

① 煩雑な届出資料 (規制改革実施計画)	① 届出資料の簡素化 ・ 届出資料への入力項目数を約30%削減	① 事業者の届出時の負担軽減及びミスの減少
② 届出確認事務の遅滞 (規制改革実施計画)	② 届出確認の迅速化 ・ 事業者団体等の事前確認を経た旨を届出 ・ 公表済みの届出食品と同一性を失わない程度の変更である旨を届出	② 届出手続の迅速化 ・ 事業者の事業展開上の予見可能性の向上 ・ 消費者が販売前に届出資料を確認できる期間の確保
③ 生鮮食品の届出件数が低調 (規制改革実施計画)	③ 生鮮食品の特徴を踏まえた取扱い ・ 一日摂取目安の一部を摂取できる旨の表示の追加 ・ 生鮮食品に係るQ&Aの拡充	③ 生鮮食品の機能性の表示による消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保

対象成分の拡大

④ 栄養成分及び機能性関与成分が明確でない食品の取扱い (機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書)	④ 対象となる機能性関与成分の拡大 ・ 糖質、糖類の取扱いを明記 ・ 植物エキス及び分泌物の取扱いを明記	④ 機能性表示食品の増加 ・ 事業者による消費者の需要に則した食品の生産 ・ 消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保
--	--	---

情報提供

⑤ 第三者による成分分析ができない (機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書)	⑤ 分析方法を示す資料の開示 (必要に応じてマスキング)	⑤ 消費者の信頼性の確保 ・ 第三者による分析方法の妥当性の検証 ・ 第三者による買上調査による検証
⑥ 販売の有無を確認できない (消費者庁調査)	⑥ 事業者による届出後の販売状況の届出	⑥ 消費者が食品を選択するための情報提供の確保

平成30年7月豪雨への対応

消費者庁では、平成30年7月豪雨に伴う地方自治体等からの要請を受け、農林水産省及び厚生労働省とも連携し、被災地における食品表示規制の取締り等について弾力的に運用する旨の通知を発出。

通知の内容

- ・ 平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について (平成30年7月13日)
食品表示法に基づく表示事項が、容器包装に記載されていない食品を取締りの対象としない。
- ・ 平成30年7月豪雨を受けた液体ミルクの取扱いについて (平成30年7月13日)
健康増進法に基づく特別用途食品(母乳代替食品)の許可を有していない食品を取締りの対象としない。
- ・ 平成30年7月豪雨を受けた製造所固有記号の表示の運用について (平成30年7月17日)
- ・ 平成30年7月豪雨を受けた製造所の表示の運用について (平成30年7月19日)
被災地の製造所で使用していた製造所固有記号及び製造所の表示を他の製造所において例外的に使用できる。

平成30年北海道胆振東部地震への対応

消費者庁では、平成30年北海道胆振東部地震に伴う地方自治体からの要請を受け、農林水産省及び厚生労働省とも連携し、被災地における食品表示規制の取締り等について弾力的に運用する旨の通知を発出。

通知の内容

- ・ 平成30年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について（平成30年9月7日）

食品表示法に基づく表示事項が、容器包装に記載されていない食品を取締りの対象としない。

- ・ 平成30年北海道胆振東部地震を受けた液体ミルクの取扱いについて

（平成30年9月7日）

健康増進法に基づく特別用途食品（母乳代替食品）の許可を有していない食品を取締りの対象としない。